

(様式6)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

処分基準 (不利益処分関係)

法令名	特別児童扶養手当等の支給に関する法律	根拠条項	26の2	資料番号	18	担当課	障がい福祉課
				不利益処分の種類		特別障害者手当の受給資格の喪失	
<p>(根拠規定)</p> <p>○特別児童扶養手当等の支給に関する法律 (支給要件)</p> <p>第二十六条の二 都道府県知事、市長及び福祉事務所を管理する町村長は、その管理に属する福祉事務所の所管区域内に住所を有する特別障害者に対し、特別障害者手当（以下この章において「手当」という。）を支給する。ただし、その者が次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。</p> <p>一 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）に規定する障害者支援施設（次号において「障害者支援施設」という。）に入所しているとき（同法に規定する生活介護（次号において「生活介護」という。）を受けている場合に限る。）</p> <p>二 障害者支援施設（生活介護を行うものに限る。）に類する施設で厚生労働省令で定めるものに入所しているとき。</p> <p>三 病院又は診療所（前号に規定する施設を除く。）に継続して三月を超えて入院するに至つたとき。</p> <p>○障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令 (法第二十六条の二第二号の厚生労働省令で定める施設)</p> <p>第十四条 法第二十六条の二第二号の厚生労働省令で定める施設は、次のとおりとする。</p> <p>一 第一条各号（第一号、第二号及び第九号を除く。）に掲げる施設</p> <p>二 削除</p> <p>三 老人福祉法（昭和三十八年法律第三百三十三号）に規定する養護老人ホーム又は特別養護老人ホーム (法第十七条第二号の厚生労働省令で定める施設)</p> <p>第一条 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第三百三十四号。以下「法」という。）第十七条第二号の厚生労働省令で定める施設は、次のとおりとする。</p> <p>一 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）に規定する乳児院、児童養護施設</p> <p>二 児童福祉法に規定する医療型障害児入所施設におけると同様な治療等を行う同法に規定する指定発達支援医療機関</p> <p>三 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）に規定する療養介護を行う病院（療養介護を行う病床に限る。）又は障害者支援施設</p> <p>四 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成十四年法律第六十七号）の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設</p> <p>五 削除</p> <p>六 独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関又は社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二条第三項第九号に規定する事業を行う施設であつて、進行性筋萎縮症者を収容し、必要な治療、訓練及び生活指導を行うもの</p> <p>七 厚生労働省組織規則（平成十三年厚生労働省令第一号）に基づく国立保養所</p>							

- 八 生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第二百二十七号）附則第四条第二項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。）に規定する救護施設又は更生施設
- 九 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）に規定する病院又は診療所であつて、法令の規定に基づく命令（命令に準ずる措置を含む。）により入院し、又は入所した者について治療等を行うもの